

南海地震条例 (仮称) の骨子の体系 (案)

第1章 総則

- 第1 趣旨
- 第2 定義
- 第3 基本理念
- 第4 県民の責務
- 第5 事業者の責務
- 第6 県の責務
- 第7 市町村の役割

第2章 揺れによる被害を防ぐ

- 第1 既存建築物の耐震性の向上
- 第2 屋内における転倒等危険物の安全性の向上
- 第3 屋外における危険工作物等の安全性の向上
- 第4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施
- 第5 公共土木施設等の震災予防対策

第3章 大津波から逃げる

- 第1 津波からの避難等
- 第2 津波避難計画の作成
- 第3 津波避難訓練の実施等
- 第4 津波避難に関する情報提供等
- 第5 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等
- 第6 津波避難に係る県が管理する施設の点検等

第4章 火災から身を守る

- 第1 出火や延焼の防止
- 第2 火災への備え
- 第3 防火訓練の実施等

第5章 土砂災害その他の危険から身を守る

- 第1 土砂災害等からの避難
- 第2 危険箇所の巡視等

第6章 災害から命を救う

- 第1 応急活動と体制の整備
- 第2 自主防災組織等の救助活動
- 第3 緊急輸送の確保

第7章 被災者の生活を支える

- 第1 復旧活動の実施
- 第2 災害ボランティア活動

第8章 震災からの復興を進める

- 第1 復興対策

第9章 震災に強い人や地域づくりを進める

- 第1 県民の備え
- 第2 事業者の備え
- 第3 自主防災組織の活動の推進
- 第4 災害時要援護者への啓発と支援
- 第5 災害時要援護者の情報の把握と管理
- 第6 社会福祉施設における利用者の安全確保
- 第7 防災教育の推進
- 第8 県の広報や情報の提供
- 第9 人材の育成や活用
- 第10 南海地震対策推進週間

第10章 総合的な南海地震対策を進める

- 第1 行動計画 (次回)